

農業施策及び地域経済の振興について

(新潟県市長会)

大都市圏と地方の均衡ある発展を図り、地域経済の振興と活性化を図るため、国においては、次の事項について積極的かつ迅速な措置を講じられるよう強く要望する。

1 農林水産業振興施策の充実について

- (1) 豊富な田園資源を活かした儲かる農業を実現するため、農地中間管理事業における利用権設定に係る手続きの抜本的な簡素化等を図り、農業農村整備事業関係予算を安定的かつ持続的に確保するとともに、米と米加工品の輸出拡大に向けた環境整備を図ること。
また、米の小売価格の安定化と中長期的視点に立った合理的な価格形成に向け、消費者や生産者の理解醸成を図るために必要な対策を講じること。
- (2) 中山間地域等直接支払交付金をはじめとした各交付金について、集落機能の維持、強化に向けた取組みの充実と事務の簡素化による負担軽減を図ること。
- (3) 令和 9 年度からの水田政策の見直しに当たっては、農業者が意欲をもって主食用米のほか、非主食用米の生産に取り組むことができる制度を構築するとともに、現行の面積払いの制度においても作付計画の取りまとめ等に膨大な事務が発生していることから、生産量に応じた数量払いを新たに導入する場合は、市町村の事務が非効率なものとならないよう配慮すること。
また、収入保険制度等のセーフティネットについて、米単作経営においてもコスト上昇や等級低下等に幅広く対応できる制度となるよう見直しを行うこと。
- (4) 「みどりの食料システム戦略」の推進に向け、令和 9 年度からの創設を検討している新たな交付金制度については、高い生産性と持続的な生産体制を構築するため、化学肥料や化学農薬低減を実践するための掛かり増し経費のみならず、収量・品質が不安定になるリスクを考慮した支援制度とすること。併せて、これまで環境配慮型農業に取り組んできた農業者が引き続き安心して生産・販売できるよう検討すること。
- (5) やむを得ず農用地区域内において開発を行う場合や農業用排水施設の長寿命化のための補修・更新をする場合等、地域の実情に応じて農振除外に係る要件を弾力的に適用するとともに、農業振興地域の変更の権限を市町村に移譲すること。
- (6) 果樹産地としての持続性を確保するため、直轄河川区域での農産物栽培に必要な占用許可権利の新規参入者や第三者への移譲を認めるよう、運用見直し等を行うこと。
- (7) イノシシ等による農林業施設の被害は広範囲で、大規模復旧が必要な個所もあり、個別の市町村での対応は困難な状況にあることから、獣害により被災した農林業施設の復旧を国庫補助による災害復旧事業の対象に追加すること。

- (8) 鳥獣被害防止総合対策交付金について、より効果的な鳥獣被害対策が推進できるよう予防的な電気柵等の設置を整備事業の対象とすること。

また、鳥獣の捕獲や被害対策等に係る必要経費について、捕獲報償金が現場の実情と乖離しているなど、現状の推進事業費では賄えていない状況にあることから、地域の実情を踏まえた十分な予算を確保すること。

- (9) クマの行動範囲は、県境や市町村界を超える広域的なものであり、近年のクマ出没の急増は、国全体で対応すべき緊急かつ重大な課題であることから、出没件数等の多い市町村に過度な財政負担が生じることのないよう、クマ対策に要する経費は国の責任において全額措置すること。

また、クマ捕獲に従事する新規狩猟者の狩猟免許取得等に要する経費を全額支援するとともに、地域の実情に応じた新たな担い手確保・育成の体制整備を推進すること。

- (10) 肥料、飼料や燃料等の農業生産資材費の高騰に対し、農業生産等が維持できるよう、価格高騰対策を継続・拡充するとともに、価格変動が少なく安全な国産肥料の開発を推進すること。

2 エネルギー政策の推進及び電源地域の振興について

- (1) 地域脱炭素の取組が一層拡大し、地域経済の好循環へとつながるよう、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金において、地域特性や課題に応じた地域脱炭素の先進的技術や効果的取組モデルを導入・展開促進するための新たな事業を早急に創設すること。

また、新たな事業の制度設計に当たっては、基金化により、複数年度にわたる活用を可能とするなど、地域特性や取組の実態に合わせ柔軟に活用できるようにすること。

- (2) 原子力災害対策重点区域内の全ての自治体をいわゆる電源三法交付金の交付対象地域とし、現在、同一部区域にのみ交付されている現状を是正すること。
- (3) 国策的に推進される洋上風力発電についても、他の電源と同様、立地地域に一定の負担や影響を生じさせつつ、消費地に電力を供給するものであることから、洋上風力発電施設を電源立地地域対策交付金の対象に加えること。

3 地域経済の活性化について

- (1) 地域内外から稼ぐ力を高めるため、商店街環境整備に係る支援を講じるとともに、地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- (2) 原油価格・物価高騰の先行きが見通せず、予断を許さない状況が続くものと見込まれることから、引き続き、国において、適時適切な施策を講じるとともに、地方自治体が地域の実情に応じて実施する独自の経済対策に対し必要な財政支援を講じること。

また、中小企業が賃上げや適正な価格転嫁を行えるよう、必要な対策を講じるとともに、米国による相互関税や中東情勢による石油関連製品の供給不足などの不確実な動向を注視しつつ、影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援、サプライチェーンの強靱化など、実効性のある支援策を適時に講じること。

- (3) 特定技能制度について、特定の業種においては依然として人手不足が深刻な状況にあることから、業界団体からの要望に応じて特定技能の分野等を追加するよう同制度の拡充を図るとともに、生産年齢人口の減少が顕著な過疎地域においては特に配慮すること。
- (4) 豪雪地で事業を営む又は進出を目指す企業の除雪・消雪経費に対する支援や税制優遇策を講じるとともに、自治体が実施する除雪・消雪への支援制度に対し、財政措置を講じること。
- (5) 二地域居住等促進における特定居住促進計画区域の設定に当たっては、自治体の判断を尊重し、立地適正化計画等との整合性の確保など、弾力的な運用を図ること。
- (6) 移住支援金制度について、学校教育法上の大学等に該当しない教育機関であっても東京 23 区内企業への就職を前提とした専門的な教育を実施し、制度の趣旨に沿った人材を育成している教育機関が存在することから、一定の教育実績や就職実績を有する教育機関については、東京 23 区内への通学期間を移住元要件に算入できるよう見直しを図ること。